

朝霞地区一部事務組合旧し尿処理場の売却に関するサウンディング型 市場調査実施要領

1 調査の目的

朝霞地区一部事務組合は、朝霞市、志木市、和光市及び新座市（以下「組合市」という。）により構成される一部事務組合であり、し尿処理場、障害者支援施設、埼玉県南西部消防局の業務運営を共同で行っています。

そのうちし尿処理業務については、朝霞地区一部事務組合し尿処理場として昭和36年12月に組合市の家庭や事業者から排出されるし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理することを目的に設立され、昭和39年5月から供用を開始しました。

その後、人口の増加に伴う処理量の増加に対応するため数回にわたり施設の拡充を図りましたが、下水道の普及により昭和55年度をピークとして処理量は年々減少していくとともに、施設の老朽化や耐震対策が必要となったため、新たなし尿処理場（以下「新処理場」という。）の整備工事に着手し、平成30年7月に新処理場が完成、供用を開始しました。

新処理場の完成、供用の開始とともに稼働停止となった旧し尿処理場（以下「旧処理場」という。）については、当組合での利活用策が見出せないため、公有財産の適正な管理等の観点から建物（施設）の解体を条件とした土地及び建物（施設）の売却について検討することとなりました。

については、旧処理場の売却の検討に際し、購入意向の有無を調査するとともに条件等について民間事業者の皆さまから広く提案を求め、売却の可能性を把握しようとするものです。

2 対象用地・施設の概要

名称	朝霞地区一部事務組合し尿処理場（旧処理場）										
所在地	埼玉県朝霞市大字根岸 7 7 0 番地ほか										
土地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所有者</th><th>敷地面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝霞地区一部事務組合</td><td>5,480.76 m²</td></tr> <tr> <td>朝霞市</td><td>1,362.55 m²</td></tr> <tr> <td>和光市</td><td>317.09 m²</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>7,160.40 m²</td></tr> </tbody> </table> ※ 旧処理場の上空に敷かれている東京電力の高圧線の線下表示より南側の土地（別添の旧処理場（対象用地のイメージ）の赤線で囲まれている土地）とする。	所有者	敷地面積	朝霞地区一部事務組合	5,480.76 m ²	朝霞市	1,362.55 m ²	和光市	317.09 m ²	合計	7,160.40 m ²
所有者	敷地面積										
朝霞地区一部事務組合	5,480.76 m ²										
朝霞市	1,362.55 m ²										
和光市	317.09 m ²										
合計	7,160.40 m ²										
建物（施設）	管理棟、ボイラ室、焼却炉、前処理施設、乾燥施設、脱臭装置、曝気槽（混合槽）、消化槽、貯留槽、ガスタンクなど										
都市計画の位置付け	市街化調整区域										
施設稼動期間	昭和 3 9 年 5 月から平成 3 0 年 7 月まで ※この間で各施設の増設及び休止を行っている。										
廃止年月	令和 3 年 1 0 月（廃止届）										
その他	アスベスト含有調査※1：レベル 1 1 棟 その他レベル 3 及びレベル判定外の施設あり ダイオキシン類濃度測定※2：基準達成 土壌の調査：未実施 環境：水災害の可能性有り （浸水深の想定と目安 5.0m～10.0m未満） ※別添朝霞市ハザードマップ参照 道路：朝霞市道 2001 号線との接点は約 8.0m										

※ 1 石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル 2.20 版（平成 30 年 3 月厚生労働省）の表 - 1 に定めるレベル分類

※ 2 特別管理産業廃棄物の判定基準（廃棄物処理法施行規則第 1 条の 2）

3 現在検討している条件

事業方式	建物解体条件付き土地売却
価格	解体費用及び不動産鑑定評価により決定する。
範囲	朝霞地区一部事務組合、朝霞市及び和光市が所有する土地 7,160.40 m ² を一画地として売却する。
用途	周辺地域の特性や環境との調和に十分配慮したものとする。
その他	購入者は購入後、建物（施設）の解体を条件とする（地中埋設物を含む。）。

※ この条件は、本調査の実施に当たり仮に設定したものであり、今後の方向性として決定しているものではありません。

4 スケジュール

実施要領の公表	令和4年5月30日
現地見学の参加申込	令和4年6月1日 ～ 令和4年6月17日
現地見学の実施	令和4年6月6日 ～ 令和4年6月30日
サウンディングの参加申込	令和4年6月20日 ～ 令和4年7月1日
サウンディングの実施日時の連絡	令和4年7月上旬
提案書の提出期限	令和4年7月29日
サウンディングの実施	令和4年8月4日 ～ 令和4年8月10日
実施結果の公表	令和4年8月下旬以降

5 サウンディングの内容

(1) サウンディングの対象

旧処理場の購入による事業の実施主体となる意向を有する個人事業者、法人又は法人のグループ（以下「対象者」という。）とします。ただし、次に該当する者を除きます。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年

- 法律第 2 2 5 号) に基づく更生・再生手続き中の者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団に該当する者
- エ 納税すべき税金を滞納している者

(2) サウンディングの項目

以上の条件等を前提に以下の点について意見等をお聞かせください。

- ア 購入を希望する価格とその内訳 (土地代、解体費用等)
- イ 購入後の用途
- ウ 組合が検討している条件以外での提案事項など

6 サウンディングの手続

(1) 現地見学

当該施設の概要等について、サウンディングへの参加を希望する対象者に現地見学を実施します。

参加を希望する場合は、期日までに下記のとおり申込手続を行ってください。

ア 申込期間

令和 4 年 6 月 1 日 ～ 令和 4 年 6 月 1 7 日 (必着)

イ 申込先

朝霞地区一部事務組合 し尿処理場

住 所 〒351-0004

埼玉県朝霞市大字根岸 7 7 0 番地

電 話 048-467-9921

F A X 048-461-2048

メール shorijou@kennanseibu119.jp

ウ 申込方法

現地見学参加申込書に必要事項を記入の上、郵送、F A X 又はメールで申込をしてください。なお、いずれの方法の場合でも申込をしたときは電話連絡をお願いします。

エ 実施日

令和 4 年 6 月 6 日から令和 4 年 6 月 3 0 日までの間で調整し、所要時間は 1 時間程度の予定 (土、日曜日を除く。)

オ 会場

旧処理場

(2) サウンディング

サウンディングへの参加を希望する対象者は、期日までに下記のとおり申込
手続を行ってください。

ア 申込期間

令和4年6月20日 ～ 令和4年7月1日（必着）

イ 申込先

朝霞地区一部事務組合 し尿処理場

住 所 〒351-0004

埼玉県朝霞市大字根岸770番地

電 話 048-467-9921

F A X 048-461-2048

メール shorijou@kennanseibu119.jp

ウ 申込方法

サウンディング参加申込書に必要事項を記入の上、郵送、F A X又はメ
ールで申込をしてください。なお、いずれの方法の場合でも申込をしたと
きは電話連絡をお願いします。

エ 実施日時の連絡

参加申込をした対象者の担当者宛てにカに掲げる期間の実施日時を連絡
します。なお、希望に添えない場合もありますので御了承ください。

オ 提案書提出期限

サウンディングの項目についての意見、提案等を記載した提案書を提出
してください。

(ア) 提出期限

令和4年7月29日（必着）

(イ) 提出先

朝霞地区一部事務組合 し尿処理場

住 所 〒351-0004

埼玉県朝霞市大字根岸770番地

電 話 048-467-9921

メール shorijou@kennanseibu119.jp

(ウ) 提出方法

郵送又はメールで提出してください。なお、いずれの方法の場合で
も提出をしたときは電話連絡をお願いします。

カ 実施日

令和4年8月4日から令和4年8月10日までの間で調整し、所要時間は1時間程度の予定（土、日曜日を除く。）

キ 会場

朝霞地区一部事務組合 事務局総務課（朝霞消防署内）

住 所 〒351-0023

埼玉県朝霞市溝沼1丁目2番27号

電 話 048-461-2415

ク その他

- (ア) 提案書は任意様式とします。
- (イ) 対象者の提案等の内容保護のため、個別に非公開で実施します。
- (ウ) 必要に応じて追加のサウンディングを実施することもありますので、その場合は別途日程を調整の上、対応をお願いします。
- (エ) プロジェクターなどの機材を使用することも可能ですが、機器等は全て用意してください。

(3) 結果の公表

サウンディングの実施結果については、アイデアやノウハウなどの保護を考慮した上で概要の公表を予定しています。なお、対象者の名称は公表しません。

7 その他

(1) サウンディング参加の取扱

本サウンディングは旧処理場の建物解体条件付き土地の購入意向の有無とともに条件等について調査するものであり、事業内容や対象者を決定するものではありません。

また、今後公募を実施する場合において、サウンディングへの参加実績が優位性を持つものではありません。

(2) 費用負担

サウンディングへの参加に要する一切の費用は、対象者の負担とします。

(3) サウンディング終了後の協力

サウンディング終了後も必要に応じて協力を依頼することがあります。

(4) 対象用地以外の土地の利用希望

サウンディング対象用地以外の土地で高圧線下を含む高圧線下北側の土地（別添旧処理場（対象用地のイメージ）の水色の点線で囲まれている土地）に

についても合わせて利活用を希望する場合は、貸付が条件となりますが、サウディング時にその希望をお聞かせください。

なお、敷地面積は約 9,000 m²ですが、当該敷地内には送電線路による地役権が一部設定されている区域が存在するほか、新処理場での処理工程における重要施設である井戸が存在し、当該井戸から新処理場までの地中に配管が敷設されているため、貸付後もメンテナンス等のため当組合職員が立ち入るものとします。

(5) 都市計画の変更

現在、対象用地は朝霞市都市計画において汚物処理場となっておりますが、今後変更する予定です。

(6) 電話連絡

電話による連絡については、いずれの場合においても土、日曜日及び祝日を除く 9 時から 17 時までとします。

8 問合せ先

朝霞地区一部事務組合

事務局

総務課（財産管理担当）

住 所 〒351-0023

埼玉県朝霞市溝沼 1 丁目 2 番 27 号

電 話 048-461-2415

F A X 048-463-0493

メール zimukyoku-soumu@kennanseibu119.jp

し尿処理場（現地担当）

住 所 〒351-0004

埼玉県朝霞市大字根岸 770 番地

電 話 048-467-9921

F A X 048-461-2048

メール shorijou@kennanseibu119.jp

旧処理場の位置図

〒351-0004

埼玉県朝霞市大字根岸 7 7 0 番地



旧処理場（対象用地のイメージ）



